

# 指定給水装置工事事業者の方へ

指定給水装置工事事業者の  
資質の維持・向上を目的に、  
**令和元年10月1日より**  
**5年ごとの更新**が必要となります。

## ● 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

- ・旧制度で指定を受けている工事事業者の方は、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)  
※旭市では、合併前に複数の事業体から指定を受けている工事事業者については、そのうちで最新の指定日をもって判断します。
- ・期間内に更新申請されなければ、失効となりますのでご注意ください。
- ・更新の対象となる工事事業者へは、別途お知らせいたします。なお、郵便の不着や未更新の方への再通知は行いません。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日の1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日の2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日の3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日の4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日の5年間
令和元年10月1日～	指定を受けた日から5年間

## ● 指定更新の要件（新規指定時と同じ3項目）

- ①給水装置主任技術者の選任
  - ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
  - ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
- ※水道法第25条の3及び水道法施行規則第20条に準拠

## ◎ 指定更新申請時確認事項（4項目）

- ①指定給水装置工事事業者講習会の受講実績
  - ②業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
  - ③給水装置工事主任技術者研修会の受講状況
  - ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
- ※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

## ■ 更新申請に必要なもの

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書
- ・機械器具調書
- ・誓約書
- ・給水装置工事主任技術者選任届出書
- ・主任技術者確認書類  
(免状、技術者証など)
- ・定款、登記事項証明書(法人の場合)
- ・住民票(個人の場合)
- ・更新手数料 10,000円
- ・確認事項調査票

## □ 確認事項証明書類

- ・工事事業者講習会の受講修了証など
- ・主任技術者研修会の受講修了証など  
(自社内研修の場合は不要)
- ・施工者の配管技能資格など